

一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程を廃止する規程の制定について

一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程を廃止する規程の制定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年10月31日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程が運用された実績はなく、今後も運用されることはないので廃止するために本案を提出します。

令和4年10月31日

一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程を廃止する規程をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規程第 号

一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程を廃止する規程  
一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程(昭和43年一宮市教委規程第1号)は、廃止する。

**付 則**

この規程は、公布の日から施行する。

○一宮市立小中学校教職員交通事故審議会規程

昭和43年12月6日

教委規程第1号

第1条 一宮市立小中学校教職員の私用車運転による公務遂行中において発生した交通事故の処置の万全を期するため、一宮市立小中学校教職員交通事故審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事故発生の原因の究明および処置に関すること。
- (2) 事故に伴う教職員の処置に関すること。
- (3) 事故による損害賠償に関すること。
- (4) その他必要な事項

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものについて、一宮市教育委員会が任命する。

- (1) 教育長、学校教育課長、指導係長
- (2) 小中学校長会長および副会長
- (3) 教師車友会会長
- (4) 一宮市教職員組合役員代表

3 前項の委員のほか、教育委員会は必要に応じて臨時委員を任命することができる。

第4条 審議会に会長および副会長をおく。

2 会長は教育長とし、副会長は小中学校長会長をもってこれにあてる。

3 会長は会務を総理する。副会長の会長に事故があるとき、会長の職務を代理する。

第5条 委員の任期は、職をもって任命された在職期間とする。

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

第7条 学校教育課長は、審議会に提案する事項および審議上必要な参考資料をとりまとめ、審議会に提出するものとする。

第8条 事故の関係教職員は、審議会に出席し、事故に関する説明をすることができる。

第9条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

付 則

この規程は、昭和43年12月6日から施行する。

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年10月31日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

令和4年度の小学校及び中学校の卒業式、また、令和5年度の小学校及び中学校の入学式の日を決定するため、本案を提出します。

## 別紙案

### 令和4年度 卒業式

小学校 令和5年 3月20日(月)

中学校 令和5年 3月 7日(火)

### 令和5年度 入学式

小学校 令和5年 4月 6日(木)

中学校 令和5年 4月 7日(金)

令和4年度末・令和5年度初めの日程について

		小学校	中学校
令和4年度	2学期 終業式	12月23日(金)	
	3学期 始業式	1月10日(火)	
	卒業式	3月20日(月)	3月7日(火)
	修了式	3月24日(金)	
令和5年度	辞令伝達式	4月3日(月)	
	入学式	4月6日(木)	4月7日(金)
	1学期 始業式	4月7日(金)	4月7日(金)

学校給食費の改定について

学校給食費の改定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年10月31日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市学校給食審議会より、学校給食費の改定についての答申があったため、本案を提出します。

## 学校給食費の改定

### 1 改定学校給食費

	現在額	改定額	増減額	増減率
小学校	250円	285円	+35円	+14.0%
中学校	285円	325円	+40円	+14.0%

### 2 改定時期

令和5年4月1日

### 3 改定理由

一宮市の学校給食では、食材価格の上昇等の諸問題を解消するため、学校給食費を平成27年4月に改定しており、それ以降、学校給食費の改定はありません。

一方で、平成27年度以降の牛乳の価格は、年々上昇しており、また、米飯・パン・麺といった主食の価格も若干の上昇傾向がみられます。これら影響からおかずである副食材料の購入に充てることのできる費用は毎年減少しています。

また、副食材料の価格についても、昨今の新型コロナウイルス感染症に端を発する物流の停滞、また、ウクライナ情勢、原油価格の上昇、円安等々の影響により、食用油、小麦粉を筆頭として、ほとんどの食材で価格が上昇しています。

これまで、学校給食の質の低下につながらない範囲で使用食材を見直すなど努力を重ねてきましたが、このような現状下、給食の質を低下させずに栄養所要量を維持し、安全で安心して食べられる給食を安定して提供していくことは極めて困難な状況となりました。

については、学校給食費を改定することにより、この問題を解消し、児童・生徒の健全な成長を目指すものです。

なお、この学校給食費改定については、令和4年度一宮市学校給食審議会において慎重審議され答申を受けたものです。

4 答申学給第 1 号  
令和 4 年 8 月 3 0 日

一宮市教育委員会  
教育長 高 橋 信 哉 様

一宮市学校給食審議会  
会長 渡 辺 昭

学校給食費の改定について (答申)

令和 4 年 7 月 2 9 日 付 け 4 諮 問 学 給 第 1 号 で 諮 問 の あ り ま し た こ の こ と に つ い て は、 慎 重 審 議 の 結 果、 次 の と お り 答 申 す る。

- 1 学校給食費の額  
小学校 250円を285円にする。  
中学校 285円を325円にする。
- 2 改定時期  
令和5年4月1日